



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

26年 4月10日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 米子市淀江町西原1129番地1

氏 名 鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 野坂 康夫

電話番号 0859-68-3863



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンター
事業場の所在地	鳥取県西伯郡伯耆町岸本字大成489番地1
計画期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

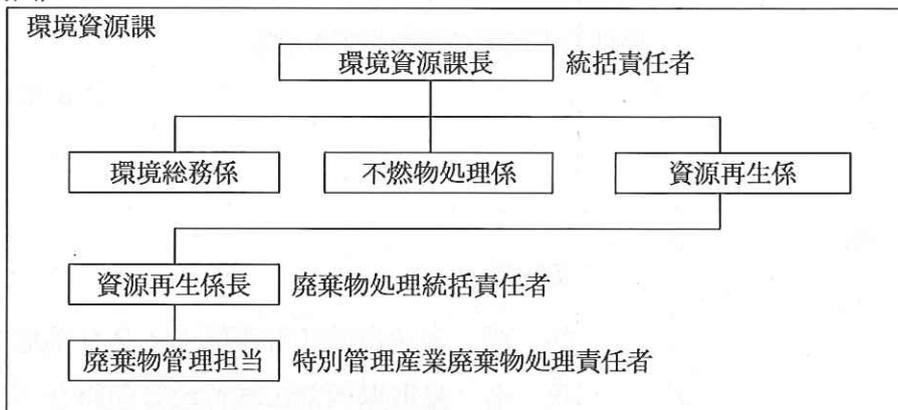
①事業の種類	廃棄物処理					
②事業の規模	ごみ処理実績 4,415t 内訳 (不燃残渣2,287t、ごみ焼却残渣1,933t、汚泥焼却残渣195t)					
③従業員数	23名					
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生源	廃棄物	<table border="1"> <tr> <td>処理・処分</td> </tr> <tr> <td>⇒ 廃棄物処理の流れ</td> </tr> <tr> <td>… 委託処理部分の範囲</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                 ⇒ 安定化処理 ⇒ 埋立処分 (管理型)             </div>	処理・処分	⇒ 廃棄物処理の流れ	… 委託処理部分の範囲
処理・処分						
⇒ 廃棄物処理の流れ						
… 委託処理部分の範囲						

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	排出量	56.11 t	— t
	(これまでに実施した取組) 設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用するよう取組んだ。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	排出量	80 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等の調査、並びに廃棄物の分別を徹底し、発生抑制を推進する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 成分の分析を行い性状等、該当項目の確認を行なった。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 定期的に成分の分析を行い、該当項目の確認を行う。

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	全処理委託量	56.11 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 処理内容を確認し、処理業者と適切な委託契約を締結した。 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保した。 特別管理産業廃棄物の処理状況について現地確認を実施した。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	もえがら	—
	全処理委託量	80 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	— t
(今後実施する予定の取組) 廃棄物の処理状況に関する現地確認 処理内容を確認し、処理業者と適切な委託契約の締結 特別管理産業廃棄物の適正処理の確保			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。